

八仙卓をめぐる諸問題

——名稱の出現時期および明代の事例を中心に——

高 井 たかね

一、はじめに

八仙卓は一邊に二人ずつ八人がけでできる方卓としてよく知られており、現代においても、とりわけ農村部ではこれを使用する家庭があるし、そのほか観光地として開放された古邸宅、古庭園の建物内にもみることができる。こういったいわゆる伝統的な室内空間を残した場所では、八仙卓は廣間や客間といった公的空間である廳堂におかれるのが一般的であり、廳堂正面奥の壁に沿って、器物を陳設するための供卓、晝卓、天然几などといった長方卓を置き、その前に八仙卓を二脚の椅子とともに配置する、さらに茶几ひとつを椅子二脚で夾み、これを八仙卓の手前左右に向かい合わせて列べるというのが最も典型的な廳堂の家具配置である（圖1、2）。

浅川滋男氏は一九八〇年代において、浙江、江蘇を中心とした江南地方の古民家、家具について實地調査をおこなっている。まずはその報告に従って現代にみられる八仙卓がいかなるものであるかについて簡単にまとめておくと、次のよう



圖1 廳堂の家具配置（浙江省嘉興市西塘、種福堂）中央手前が八仙卓

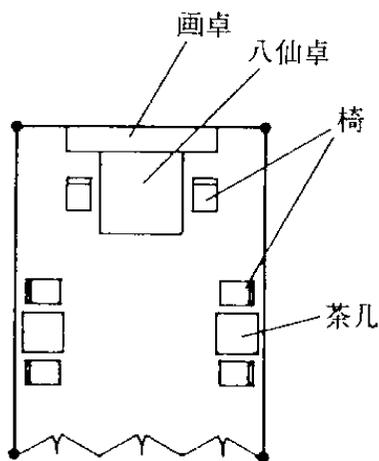


圖2 廳堂における家具配置の一典型

なものになろう。

報告によると、八仙卓は儀禮や祝宴に用いるテーブルであり、通常は食卓というよりも部屋の格式を示す存在として圖2にみられるような配置で廳堂に置かれるもので、客をもてなしたり、祝宴をもよおすときには、これを部屋の中央にもちだして食事するのだという。また、家庭内には別に四仙卓、板卓という方卓が使われる場合のあることを報告しているが、八仙卓は卓面の下に彫刻などの裝飾が施され豪華に仕上げられた點において、ほかの方卓とは區別されるのだという。つまり、八仙卓はそれが置かれる部屋の、ひいてはその家の格式を示す存在であり、また、もつともフォーマルで特別な場面で使われる卓とされているのである。

一方、江戸時代の日本に目を向けると、寶曆中（一七五二—一七六四）には清國の宴席様式の記録として『八僊卓燕式記』なる書が刊行されている。これは清人吳成充に日本人の山西金右衛門が接待を受けた際の宴席を記録したもので、その書名が示すとおり、朱漆で塗り斑竹を縁に打って獅子型の脚を持つ「八仙卓」を使用した宴席である。この書物の著された

當時はすでに上方でも卓袱料理がおこなわれていたらしいが、その流行を背景に、『卓袱會席趣向帳』^②や『卓子式』など、卓袱料理やそれに用いる器物やしつらえについて記述した料理書も刊行されるに至っている^③。卓袱料理とはいうまでもなく、飲食スタイルの點からいうと、日本でそれまでおこなわれてきた坐式、銘々膳によるものではなく、卓袱臺と呼ばれたテーブル（もしくは坐卓）を會席者で圍み、共通の食器から食事を取り分けるといいうゆる共食方式を、長崎に渡來した清人をはじめとする外國人から取り入れたものである。その「シツポク」という語は中國のものではなくベトナムの言葉に由來するともいわれているが、^④いずれにしても「卓袱」の語を冠したことを鑑みれば、その料理、獻立の新味もさることながら、異國風の食事様式にもその特異性をみいだしていたことは十分にうかがわれるであろう。卓袱料理は社會全體に遍く浸透したわけではなく、影響は限定されたものであったにせよ、また、この風俗と後の時代に日本で普及した共食とが直接關連するかどうかにかかわりなく、日本の飲食文化史の一側面に八仙卓が一定の足跡を残したことは事實である。あるいは、八仙卓を用いた飲食スタイルは、たとえそれが當時の中國における飲食文化を全面的に反映したものでなくても、清國式の様式として模倣されるほど、その飲食様式を代表するものとして日本人にとらえられていたわけである。さて、このように中國の室内空間において重要な位置を占め、また他國においても中國の生活習俗を代表する事物のひとつとみなされた八仙卓であるが、「八人掛けの大きな方卓」というお決まりの口上はどこからでも聞かれるものの、歴史的な觀點からこれについて考察したものは多くない。^⑤日常生活に關する事柄については瑣末な問題とみなされやすく、さらには資料の制約が災いして大方このような傾向にあるが、これもまた中國文化における一側面を構成するものであり、とりわけ八仙卓は、現在の我々が思い描く中國の傳統的な廳堂空間において、重要な一要素となっている。これがいつ、どのように現れ、またいかにして現代にまでみられる室内空間が形成されてきたのかを知ることが、中國居住文化史における重要問題のひとつたり得るはずである。

先に筆者は八仙卓に關する問題に初歩的な検討を加えたことがあり、八仙卓の出現時期、明代における八仙卓の形状および用途、それが宴席において果たす役割について、その當時の考えを述べた。⁶⁾ 本稿で再び同様の問題を取り上げる理由は、第一に、八仙卓という名稱の出現時期について新たな史料をみだし、考えを改めなくてはならなくなったこと、そしてこの出現時期を訂正したうえで、あらためて八仙卓出現の背景を考える必要があるためである。八仙卓という名稱は『金瓶梅詞話』にたびたび登場し、これまで筆者はこの卓の出現時期は萬曆年間（一五七三―一六二〇）からそれほど遡らないものと考えてきたが、後文に挙げる文献史料により、それを百年近く遡る弘治（二四八八―一五〇五）初めには存在していたことが確認できたのである。⁷⁾

また、前稿執筆時には氣がつかなかった資料、取り上げなかった問題がある。これらについて、とくに明代の事例に限って補足的に述べることにしたい。時代を限定するのは、清代にはいると八仙卓に關する資料も大幅に増えることから、まずは前稿に取り上げなかった資料を追加することで、「八仙卓」という名の卓が現れた明代の事例をできるだけ提示しておこうとの意圖からである。

二、名稱の出現時期

八仙卓の出現を論じるには、その名が使われ始めた時期、そして、「八仙卓」と呼ばれる卓がほかの卓と區別されうる特定の形状をそなえていたとするならば、そのような様式の卓が新たに作られるようになった時期とのそれぞれについて考えなくてはならないだろう。しかし後者の場合、何をもって「八仙卓」と呼びうるかという問題をまず考えねばならず、しかもそれは時代によって變化している可能性が多分にある。一方、前者は文献史料中にその名が現れば、それが記さ

れた時期には「八仙卓」の名が使われていたことが確認できるから、後者を検討するよりも比較的明確な答えが出せよう。ここでは、まず「八仙卓」という名稱が使われ始めた時期について明らかにしたい。

「八仙卓」という名稱の出現時期について直接論じた研究は多くないが、のちに詳しく紹介するとおり、萬曆中期頃までに成ったとされる『金瓶梅詞話』⁹にはたびたび「八仙卓」の名が現れ、またこのほかにも『長物志』¹⁰、『魯班經匠家鏡』¹¹といった、比較的近い時期の文献中にその名がみえることは従来もよく知られていたことである。

一方で、これより早く八仙卓の名が使われていた可能性を示唆する史料も存在する。顧起元『客座贅語』には、宴會様式の變遷を述べた「南都舊日宴集」と題する一文が収録されており、そこには正統年間（一四三六―一四四九）の宴席に「八仙卓」を用いたと記されているのである。その全文を譯すと、次のようになる（譯文中では單なる言い換えや簡単な注釋には（ ）を、原文にないものを筆者が補った場合には「」を使用した。以下同じ）。

「南都舊日宴集」

かつて外舅の少冶公が言うには、正統中の南都（南京）では客を招くのに、ただその當日の朝早くに童僕一人を各家へやって招待し、「食事にいらして下さい（請吃飯）」と言わせるだけであった。巳の時（午前十時頃）になると、客はすでにみな集まっている。もし客が六人や八人であれば、ただ大八仙卓を一卓用いるだけで、料理は大盤四つと四隅に置いた小菜四つのみ、果物は設けない。酒は大きな杯二つを使って回し飲みし、卓の中央には大碗ひとつを置き、これに水を注いでおいて杯をすすぎ、あらためて酒を酌んで次の客に送る、「この大碗を」¹²「汕碗」という。午後になれば散會となる。

そののち十數年して、ようやく前日に招待を通知し、次の日の朝にふたたび訪ねる。卓や料理は以前と同じで、た

だ四つの杯を用い、八杯にすることもあるだけである。

さらに十数年のちには、初めて前日に「單」帖一枚を用い、帖の幅は一寸三、四分、長さは五寸ほど、「自署は」「某生」とは書かず、ただ「姓名拜」とするだけで、上には「某日午の刻に一食差し上げます（某日午刻一飯）」と書く。卓と料理は以前と同様である。

さらに十数年のちには初めて雙帖（二つ折りの請帖）を用いるが、三つ折り以上にはせず、長さは五、六寸、幅二寸、いまや「眷生」あるいは「侍生某拜」と書くようになった。初めて開席を設けて二人で一席とし、果物や料理は七、八皿設け、また巳の刻に席に入り、申の刻のおわり（午後五時頃）になって退いた。

正徳、嘉靖年間に至って、音楽を設けたり厨師を慰勞したりするようになった。¹³⁾

この記事は、妻の父から傳え聞いたという正統から嘉靖（一五二二—一五六六）にかけての南京における宴會様式の變遷を記したもので、宴會の諸側面、たとえば招待の仕方、招待状の様式、料理數、飲酒方法などについても言及している。なお、顧起元の外舅である少治公¹⁴⁾というのは王可大という人物で、字元簡、號少治、南京錦衣衛籍、嘉靖三十二年（一五五三）の進士である。

ここでは使用する卓やその用い方に關する内容だけをまとめておくと、正統年間には宴席に客を招いた場合、人數が六人や八人であれば「大八仙卓」ひとつを用いるだけ、その十年餘りのちは以前と同じ、そのまた十年餘りのちも同じ、しかし、さらに十餘年後には「開席」を設け始め、二人で一席にしたというのである。

この一文を言葉どおりに受け取ると、正統年間にはすでに「八仙卓」の名稱が使われていたことになる。しかし、『客座贅語』末尾には撰者自身の萬曆四十六年（一六一八）の識語があつて、「この書は數年來札記してきたもので（此書乃數年

來所札記者」ということから、これが書かれたのは萬曆末頃と知られるが、そこから正統年間までは少なくとも百六十年にわたる時間的隔たりがあり、さらにこれが傳聞に基づく記録であることも考慮すれば、顧起元の執筆當時に通用していた「八仙卓」という名稱を形状や機能の似かよった卓に對して使用した可能性も否定できない。ほかに正統年間、あるいはそれに近い時期にこの名を使用したことを裏付ける史料がみいだせなかったこと、また文震亨（一五八五—一六四五）『長物志』卷六、方卓の條に「近製八仙等式（近ごろ作られる八仙などの様式）」とあるが、ここでいう「近製」は撰者である文震亨の生まれた萬曆十三年からそう大きく隔たることはなく、顧起元の傳える正統年間まで溯るかどうかは疑わしいと考えたことから、筆者は前稿において、この文中の「八仙卓」は、實際に著述した時代に使われていた名稱を過去に遡って使用したものであり、「八仙卓」という名稱が使われ始めたのは萬曆中、あるいはその少し前であろうと推測したのである。なお、西澤治彦氏は『客座贅語』のこの記事を引いて、八仙卓の名稱が明代前半に遡る可能性も、その名を過去に遡らせて使用した可能性も否定できないといひ、いずれとも答えを出していない。¹⁶

しかし、前稿執筆より數年を経てあらためて調査をした結果、以下に紹介する史料二點をみいだした。これらによって、その名が遅くとも弘治初めには使用されていたことが確認されたのである。

そのひとつは莫旦『大明一統賦』である。莫旦は成化元年（二四六五）の舉人で江蘇吳江の人であるが、この書は天下のあらゆる事柄を盛り込むことを名目に賦をなしたもので、各段の下に、その内容と關連する事物を條目ごとに分類して注するという形式を採っている。そのうち家具道具類の名稱を列擧した箇所もあり、三卷本（内閣文庫藏朝鮮活字本）『大明一統賦』卷下、第十五節、作息同樂兮語言同音節令同曆兮日用同器、家器の注には、「交椅、竹椅、……醉公床、合歡床、網巾筒、東坡椅、八仙卓、碧紗廚、……」と、多くの器物名とともに「八仙卓」の名がみえるのである。

ここに擧げた三卷本の末尾には司馬泰による嘉靖十六年（一五三七）の後叙がみえ、それによればこの年に一度刊行さ

れたといふから、内閣文庫所蔵の朝鮮本は、この嘉靖刊本を朝鮮で翻刻したものらしい。なお『中國古籍善本總目』には、『大明一統賦』の三卷本は嘉靖十五年鄭普刻本、嘉靖十六年刊本二種、嘉靖三十年汪雲程刻本の計四種が挙げられている¹⁸が、いずれも未見である。またこれら三卷本とは別に、『大明一統賦補』と題した四卷本（内閣文庫蔵）、萬曆中に胡文煥が刊行した同じく四卷本（臺北國立中央圖書館蔵）があるが、いずれも三卷本とは大きく構成が異なり、いずれも八仙卓の名を含む家器の注は卷二にみえる。この二種はそれぞれ嘉靖中、萬曆中の記事をも含み、前者の書名に「補」字が加えられているのが示すとおり、莫旦の脱稿後に増修したものとなっている。その過程で全體の構成にも手が入ったのであろう。それでは莫旦がいつ脱稿したかといえ、『南離志』卷四には、弘治二年（一四八九）正月に訓導莫旦が『大明一統賦』を進呈し、皇帝はこれを嘉して南京國士監學正としたとみえるから、この時よりも前である。しかも、二種の四卷本にはともに莫旦の娘婿である趙寬による弘治二年十月の書後が付されているが、これには、『大明一統賦』は莫旦が浙江新昌縣の訓導であつたときに撰じたもので、新昌の士人がこれを刊行したとも記されること¹⁹から、このときすでに刊行され、おそらくこれが初版本と考えられる。

さて、ここに挙げた内閣文庫所蔵三卷本は、先述のとおり嘉靖十六年以降の刊行であるから、これも四卷本と同様、莫旦の脱稿から刊行までの間に手が加わった可能性は排除できない。しかしながら、この本のテキストには成化二十年（一四八四）までの記事を含んでいるが、四卷本のようにこれ以後の記事は確認されないことから、おそらくは莫旦の脱稿時か初版時の姿をほぼ留めているのではないかと考える。そうであればこのテキストは成化二十年以降、弘治二年以前に成立したといえようし、そのなかにみられる「八仙卓」の名も成化の末、あるいは弘治初年には使われていたと確認できる。また、たとえ嘉靖の刊行までの間にテキストの變更があつたとしても、次に挙げる史料とあわせ考えると、「八仙卓」の名が弘治初めに使用されていたことは動かないであろう。

いまひとつの史料は、弘治『常熟縣志』である。その卷三叙官治、器物には、各官署や壇廟に備え置く器物や祭器の名稱、そしてその數量が記されているのだが、そのうち察院の器物に、

公座椅并座褥、書案并案衣。

地平一。涼轎一。暖轎一。鎗架一。杖斷牌一。放告牌一。牙棍六。八仙卓一。印臺一。大腰臺二。書厨二。詞訟禁約牌四。睡床二。鐵浴垆一。時辰牌一。屏風四。盥厨一。木櫃臺一。卓十二。椅十二。卷架二。靴架一。涼傘一。雨傘一。

と、「八仙卓」も含まれているのである。

この『常熟縣志』の卷末には弘治十二年（二四九九）三月の桑瑜による跋文が付され、そこに「弘治十一年秋八月に仕事を始め、次の年の春正月に脱稿した（始事於弘治戊午秋八月、至次年春正月稿始脱）」とみえるから、弘治十二年の成立が確認できる。つまり「八仙卓」の名もこの年以前には、少なくとも常熟ですでに使われていたことが知られるのである。

なお、この器物の條には、八仙卓の名が挙げられる察院器物のほかに、縣廳、幕廳、樵（譙）樓、巡（巡）撫都察院、公館、鑾駕庫、儒學明倫堂、東西齋、尊經閣の各器物と、文廟、社稷壇、城隍廟、風雲雷雨山川壇、仲雍廟、周神廟、白龍祠の祭器とが列擧されているのであるが、ほかの項目には八仙卓の名がみえない。しかし、それが何を意味するかについては、いまのところ筆者には明確な考えを述べる用意がない。また察院器物のうちには睡床や靴架なども含まれており、必ずしも執務用の備品だけでなく、起居室に相當する場所での使用がうかがわれるものも含まれていることから、八仙卓も察院のどのような場所に置かれたものかは判然としない。

さて、『大明一統賦』と弘治『常熟縣志』に八仙卓の名がみえることを總じて考えると、それが江蘇、浙江の地に限られるとしても、遅くとも弘治十二年以前、早ければ成化中にもこの名が現れていたとすることができる。ここで『客座贅語』の記事について再び考えてみると、文中で「八仙卓」を使ったという正統年間は、文獻で名稱の使用が確認できた時期の四、五十年前にあたる。つまり、これまで筆者が考えていたよりもさらに近い時期の使用例が存在していたわけであるが、より確かな根拠が得られるまでは、ここで八仙卓の名を一舉に正統年間まで遡らせることはやめておく。ただし、少なくともこれまで以上にその可能性を考慮する必要がでてきたのは確かである。²⁴⁾

三、「八仙卓」出現の背景

「八仙卓」という名稱は、遅くとも弘治初めにまで遡ることが確認できた。この時期を「八仙卓」とよばれる様式の卓、もしくは、少なくとも「八仙卓」という名稱の出現時期であるとすれば、宴席儀禮の變遷と關連づけて考えてみることにより、次のようなことがいえよう。

顧起元『客座贅語』の記事は、宴會の様式、手順が徐々に盛大で複雑なものになっていく過程を述べたものであり、使用する卓に關していえば、八仙卓かそれに類するような方卓ひとつを圍む様式から、「開席」という二人で一席の新しい様式がおこなわれるようになったというのであるが、その言葉を文面どおりに受け取って「開席」の始まった時期を單純に計算すると、ずいぶんと幅はであるが、成化あるいは弘治年間ということになる。

また、ちょうどこの時期において、南京からそう遠くない松江の富裕家庭では、「列卓」と「團坐」という宴席様式の使い分けについてのマニュアルが示されている。それはつまり前稿でも紹介した『宋氏家規部』で、この書は華亭縣の人、

宋詔の著、弘治十七年（一五〇四）の自序が付されていることから、これに近い時期に書かれたことが分かるのであるが、内容は日常生活における規範、心得や家財の管理などについて記してあり、その奉賓客の條には、來客のもてなし方を客の種類に應じたいくつかのパターンに分けて、それぞれ「列卓」と「團坐」という二様式を使い分けることを述べているのである。⁽²⁵⁾ またそれに續く家宴の條では、節日や儀禮における家宴については「列卓」し、賓客をもてなすのと同じくするように述べている（表1）。⁽²⁶⁾ ここにいう「列卓」と「團坐」については、それが宴席で用いる卓や座席の設け方に關することは明らかであり、宴席にはこれらのほかにも、どんな料理や酒をどれくらい用意するかなどといった別の要素が存在するにもかかわらず、卓、席の設け方が宴席のスタイルを決定づける第一の要素とみなされていることが注目される。宴席を開くにあたり、これが強く意識されていたことがこのマニュアルからは読み取れるのである。

大變興味深いことに、「八仙卓」の名稱が文献上で確認できるのもちょうどこれらと同じ時期からであって、「八仙卓」という特別な名稱、あるいはそのような名前を與えられるにふさわしい様式の卓が現れることも、宴席が盛大で複雑になつていく過程において、それに使用する卓への意識が高まったことによるものとも考えられる。

嘉靖『江陰縣志』には、明初の風俗は質素であり、宴席に關しては『客座贅

表1 『宋氏家規部』にみえる「列卓」「團坐」の使い分け

列卓	團坐
慶賀謝恩で儀式の多い者	
贈り物を持ってきた者	
初めて會う者	よく見知った者
冠婚喪祭の際の客	
贈り物を届けにきた使い（情の厚い場合）	贈り物を届けにきた使い（情の薄い場合）
	長らく祭祀をしていなかった者
	古い友人・陳情・議論で遠來の者
元宵・端陽・七夕・重陽・小至・除夜、 上壽・慶喜・餞行・飲至の家宴	

『語』のいう正統中の例に似て、「宴會では〔料理は〕八器、四人がともに坐つて一席とし（燕會八簋、四人合坐爲一席）ていたといい、また同時に、そのあとの成化以降は奢侈の風が増したともいう。²⁷成化、弘治の時代は、先の正統帝が土木堡でオイラトのエセンに敗れてのち、對外的には防御に徹してひとまず危機的状況を脱した時期であり、民衆の生活面でも安定と富裕化がうかがえ、その前後の時代にくらべて平穩な時代であったと評價されている。²⁸嘉靖『江陰縣志』、そして『客座贅語』の記事も、こういった時代背景が風俗面にあらわれた現象を伝える例であり、成化、弘治間に起きた宴席儀禮の複雑化、ひいては「八仙卓」の出現も、このような時代の流れの中にあるものと理解できよう。

四、明代の八仙卓——形状、用途、設置場所

前述の『大明一統賦』、弘治『常熟縣志』では器物の名が列擧されているだけであることから、現段階で最初期のものとみられる八仙卓について、その形状や用途などの関連情報を知ることが困難である。これらに八仙卓の名がみえて以降、萬曆中に成ったとされる『金瓶梅詞話』やこれに近い時期の文獻に出現するまでは、その具體的な情報を得ることはいまのところできずにいる。

筆者は前稿において、八仙卓の形状、機能等についても『長物志』、『金瓶梅詞話』にみえる例によって初步的な検討を加えたが、それによって次のようなことを述べた。

- ① 明末の八仙卓もまた方卓で、少なくとも八人がけできるものであった。
- ② 主に宴席で使用される。
- ③ そのため「飲中八仙」の「八仙」を冠して「八仙卓」と呼ぶようになった。

- ④ 當時の宴席様式において、八仙卓のような方卓が用いられる一卓を圍む様式は、複数の長方卓を使用する様式よりも格下の様式であったことから、現代の八仙卓が特別フォーマルな場面で使われるという報告とは相違する。
- ⑤ ただし八仙卓は客と同席するか、家内で特別な行事のある際に使用されていることから、やはり八仙卓は各種テーブル中でも格の高いものであり、ある程度の禮節が求められる席では、これを使うことで一定の格式をあらわしたのではないか。

前稿では明代後期の宴席様式とあわせて検討したため、八仙卓については十分に言を盡くさなかつた部分がある。ここでは前稿の補足をするを目的に、八仙卓に関する問題についていくらか觸れておきたい。

(1) 形状

蘇州の人、文震亨による『長物志』卷六几榻、方卓の條には「近製の八仙等式のごときは、僅かに宴集に供すべし、雅器にあらざるなり」とあり²⁹、この記述によれば、現代においてみられるのと同じく明末の八仙卓も方卓であり、また宴席で使われる卓でもあつたことがわかる。

同時期における八仙卓のより具體的な形状については、文献資料では建築・家具の制作仕様書である『魯班經匠家鏡』に記載がある。少なくとも各部位の尺寸を記したものは、管見の限りにおいてこれよりほかにない。結論から先にいえば、實のところこれから確かな情報として得られるものはほとんどなく、無駄に紙幅を費やすようでもあるが、八仙卓を取り上げながら、この一文を無視するわけにもいかないだろう。まずはこの書の八仙卓の條を確認しておくことにしたい。

『魯班經匠家鏡』は『魯班經』とも略稱され、先行する建築ハンドブック、『魯班營造正式』を下敷きにして成つたもので、『魯班經匠家鏡』成立の段階において新たに家具や器物に関する條目が追加された³⁰。その現存最古の版は萬曆、ある

いは崇禎の間に刊行されたものといわれているが、⁽³¹⁾ここではそのうちの一本である内閣文庫藏『重訂相宅造福全書』所収本を使用することにする。

その巻二に「八仙棹(卓)」の條が設けられており、次のようにいう(原文中、誤りは()に入れ、正しいと思われる字句を「」内に示した。以下同じ)。

高二尺五寸、長三尺三寸、大二尺四寸、脚一寸五分大。若下爐盆、下層四寸七分高、中間方(員)(圓)九寸八分無悞。勒水三寸七分大、脚上方(員)(圓)二分線。棹框二寸四分大、一寸二分厚。時師依此式大小、必無一悞。

(高さ二尺五寸、長さ三尺三寸、幅二尺四寸、脚(の断面は方)一寸五分。もし下に火爐火盆を置くならば、下の臺座は高さ四寸七分とし、その内側の「孔の」大きさは「直徑」九寸八分とすれば間違いない。牙條(幕板)は幅三寸七分、脚には幅二分の線脚(面取り)を施す。卓面の框は幅二寸四分、厚さ一寸二分。いまの師傳もこの規格の寸法に従えば、決して間違いない。)

この條文でいうところの卓が方卓ではなく長方卓を指すのは明らかであるが、この書の家具に関する條目に校點、注釋をほどこした王世襄氏は、その條名の誤りを疑っている。⁽³²⁾これについては前稿にもすでに紹介し、筆者もひとまずこれに従った。また『魯班經匠家鏡』を英譯したクラス・ルーティンビーク氏も、この條でいうテーブルは、八仙卓について通常いわれている、八人がけできる大きな方形のテーブルという仕様に合致しないという。⁽³³⁾ルーティンビーク氏はまた、筆者がここで用いたのと同じいわゆる現存最古の版にはテキストや挿圖上の誤りなどが數多く存在することから、この版が『魯班經匠家鏡』の初版ではないと考えており、そのテキスト上の誤りの一例として、卷二の棹(卓)と案棹(卓)式の二條が同文であることを擧げている。⁽³⁴⁾ここで用いた版本が初版であるか否かは別にしても、棹と案棹の二條のうち棹の

「條は八仙卓條の直前に位置することを考えれば、この八仙卓條にもやはりテキストの混亂を疑う必要があるだろう。

現段階ではほかに八仙卓が長方卓である可能性を示す資料はみいだせず、『長物志』や後世の例を鑑みても、明末の八仙卓も方卓であることは間違いないはずである。『魯班經匠家鏡』卷二にはまた別に八仙卓の名がみえ、一字棹(卓)式條に、「八仙卓のような牙條(幕板)を作り、幅三寸五分とする(倣八仙棹勅水花牙、三寸五分大)」というから、この書には本来八仙卓の條が設けられていたには違いないが、王氏のいうように條名が誤っていると考えるか、もしくは本文中のテキストに混亂があるのを疑うのが妥当であるとすれば、ここに挙げた條文からたしかに八仙卓のものとして知られる情報はないに等しいのである。

もし條文の尺寸のみの誤りですむのであれば、そのほかの部分には八仙卓の情報として利用できようが、『魯班經匠家鏡』中で間違はなく方卓であると知られる唯一の例、「棋盤方棹(卓)式」の條文では、卓面の尺寸を「方(具)〔圓〕二尺九寸三分」と記しており、この記述スタイルを考慮すると、八仙卓條が單純に數字の誤りだけと考えてすみそうにない。また、一字卓式條から八仙卓に牙條が施されていたことはわかるが、これはひとり八仙卓のみならず、同書では、卓類のうち小琴卓式、圓卓式にも施されるというから、これが八仙卓の外形上の特徴だとともにいえないのである。

なお、この八仙卓條であるが、のちに刊行された清刊本においても條名、條文ともに全く改められていない。おそらくはただ單に何ら校訂を経ずに重刊されたものとは思われるが、これもまた悩ましい点である。

さて、『魯班經匠家鏡』があてにならないとなれば、あとは断片的な記述から情報を得るしかない。『金瓶梅詞話』の例によれば、これにはあわせて十一回八仙卓の名が登場するが(表2)、八仙卓に着く同席者の人数は場面によりさまざまであつて、知りうる範囲でいえば二人(三十二回)から八人(六十三回)であり、當時の八仙卓も少なくとも八人がけできるものであつたと知られる。ただし「大八仙卓」なるものが三度(六十一・八十九・九十六回)登場しているので、あるいは

八人以上かけられる大きさのものがあつたのかもしれないが、一卓の八仙卓（もしくは大八仙卓）に八人以上という例は『金瓶梅詞話』中にみられない。以上は前稿でも述べたとおりである。大八仙卓についていえば、「大」という文字が冠されているのは八仙卓に大小二種類あつたというのではなく、おそらく八仙卓がほかの種類の卓よりも大きいという物理的條件、あるいはそういった心理的印象がこのような表現に表れたものではないかと考えられる。これは『客座贅語』中の「大八仙卓」にも同じことがいえるだろう。⁽³⁷⁾

なお前稿では、八仙卓が各種テーブル中でも格の高いものだと

表2 『金瓶梅詞話』中の「八仙卓」使用例

回数	呼称	設置場所	場面	同席者
32	八仙卓	西門慶宅、捲棚	宦官の接待	薛内相 西門慶
35	八仙卓兒	同、花園中捲棚 翡翠軒		應伯爵 謝希大（以上、西門の取り巻き、上位） 西門（主位） 韓道國（西門糸店番頭、横）
45	八仙瑪瑙籠漆卓兒	同、書房		應 謝（以上、上位） 西門（主位） 李智 黃四（以上、横）
52	八僊卓兒	同、花園中捲棚		應 謝 西門 李桂姐（妓女）
55	八仙卓兒	同、前廳 （表側の廣間）		應等 西門
61	大八仙卓席	同、花園中大捲棚 聚景堂	重陽家宴	西門 吳月娘（西門正妻） 李嬌兒 孟玉樓 潘金蓮 李瓶兒 孫雪娥 （以上五名、西門の妾） 西門大姐 （西門の娘）
61	八仙卓席	同、前邊 （表側）	重陽	吳大舅（月娘の兄） 應 謝 常時節 （以上三名、西門取り巻き） 西門
63	八仙卓席	同、前邊廂房	李瓶兒（第六夫人） のお悔やみに来た客との食事	吳大舅 吳二舅 溫秀才 應 謝 韓 陳經濟（西門娘婿） 西門
73	八仙卓	同、上房（吳月娘居所） 明間（中央の間）	孟玉樓（第三夫人） 誕生祝	西門 月娘（以上、上位） 嬌兒 玉樓 金蓮 雪娥（以上、横）
89	大八仙卓子 （二張）	永福寺内		吳大舅夫人 月娘 玉樓 春梅 （もと西門家女中） 如意（乳母） 小玉（月娘の女中） 女中
96	大八仙卓席	西門慶宅、後邊明間 （奥にある中央の間）	西門慶三周忌、孝哥 （西門慶の息子）誕生	春梅 月娘 吳大舅夫人

※場所の名稱は基本的に原文中のものに従い、言い換えが必要なものは（ ）内に補った。また同席者については、人物に関する説明と、原文中に明示されている場合は座位を（ ）内に補った。



圖3 崇禎本『金瓶梅』第三十五回挿圖



圖4 崇禎本『金瓶梅』第七十三回挿圖

の考えから、あるいは現代においていわれるのと同じく、その格式を表現する豪華な加工が施されていたかもしれないと推測した。表にみるとおり、『金瓶梅詞話』の十一例のうち一例のみは「八仙瑪瑙籠漆卓兒」と稱され、瑪瑙を嵌めて漆をかけるという装飾が施されていたことが知られるが、こういった手法で豪華に仕上げられるのが八仙卓の通例であるか否かについては依然として検討の材料がなく、未詳である。

最後に参考として崇禎本『金瓶梅』の挿圖(圖3、4)を挙げておく。これは八仙卓使用の場面であるが、表2の三五、七十三回の例にあたるもので、この圖に對應する崇禎本のテキストでも八仙卓が用いられたことになっている⁽³⁸⁾。この手の挿圖が必ずしもテキストの内容を忠實に再現するものでないことは注意しなくてはならないが、現存する實物資料では、銘文や所蔵目録などで器物名が確認できない限りは、いずれが実際に八仙卓と呼ばれたのか確定できず、また繪畫、版畫にしても、何らかの文字情報とあわせなければ描かれた卓が八仙卓かどうか判断できない以上、この二例は少なくとも

も圖、文の両者がそろっている點において、明代の八仙卓について可視的なイメージを得られる可能性のある希少な例である。なお十一、四十二回挿圖にも一邊二人がけのよく似た方卓がみえるが、テキストでは八仙卓と確認できない。

(2) 用途

先に挙げた『長物志』の文から、八仙卓が宴集に使われる卓であったことが知られるし、また『金瓶梅詞話』中の十一例でも全て宴飲、飲食に使われるものであつて、これ以外の作業や器物の陳設のために使用されるものでないことはすでに前稿で確認したことである。

さて、前稿では取り上げなかった例として、『大明一統賦』や弘治『常熟縣志』のように八仙卓の名稱のみで関連情報がかほとんど得られないものを除くと、ほかに八仙卓について記した明代の文獻には、

① 陸榮『庚巳編』卷九、騰衝龍「正徳□□年、雲南騰衝龍衛地震。其初、日數十度、漸至十餘度、後至一二度、凡半年乃止。有一山傾爲平地、一村坊居民數十家、皆陷沒入土中、餘以震壓死者不可勝數。民無寧居、皆卽空曠處構廬舍以自庇。舉人汪城者、家人盡宿後圃、夜半有龍見於圃中八仙桌上」。

② 凌濛初『二刻拍案驚奇』卷八、沈將仕三千買笑錢王朝議一夜迷魂陣「卻在軒後一小閣中、有些燈影在窗隙裏射將出來。……元來沈將仕窗隙中看去、見裡頭是美女七八人、環立在一張八仙桌外、桌上明晃晃點着一枝高燭、中間放下酒榼一架、一個骰盆、盆邊七八堆采物、每一美女面前一堆、是將來作注賭采的」。

③ 馮夢龍『醒世恒言』卷三、賣油郎獨占花魁「中間客座上面、……九媽讓秦小官坐于客位、自己主位相陪。少頃之間、丫鬟掌燈過來、擡下一張八仙桌兒、六碗時新果子、一架攢盒、佳餚美醞、未曾到口、香氣撲人」。

という三例がある。

①は状況が特殊であり、地震で建物が倒壊するのを恐れ、裏の畑で寝泊まりしていたところ、夜中そこに置いた八仙卓の上に龍が現れたという記事である。

②は邸宅の庭にある小閣内で、女性七、八名がこれを取り囲んで賭博をするのに用いられている。

③は油賣りの秦重が妓樓で飲食の接待を受ける際に使われるもので、これは宴飲の具であることがはっきりとわかる。

ここに追加できた例はほんの僅かであるが、①などの具體的な用途のよく分らない例や、賭け事に用いた②という例外はあるものの、明末までの事例として挙げられるものは、ほぼ全てが宴飲、飲食に使われていることがあらためて確認できる。また賭博に用いる②であるが、これも複数の人物が一卓を圍んで享樂をともしるといふ意味あいでは、宴飲、飲食と同じ路線にあるものとみなせよう。そもそも中國の生活空間において、「八仙卓」という名稱が現れるよりずっと以前から方卓、もしくは卓よりも丈の低い方形の臺は使用されてきたのであるが、サラ・ハンドラー氏にそういった方形の臺、卓の歴史の概略をたどった文章があり、そこではこれらの用途について、長方形の卓が書畫や詩作といった孤獨な創作活動に用いられるのとは對照的に、方卓は人と共有される喜び、とくに宴會のそれにふさわしく、さらに食や遊戯の楽しみに他人をも招くものだと結論づけている^④。あまりに大まかな區分に過ぎようが、少なくともこれまで確認できた八仙卓のいずれの用途についても、ハンドラー氏のいう方卓の性格に完全に重なるものと認められる。

(3) 設置場所

最後に八仙卓の設置場所について述べるが、これは廳堂の家具配置とも關わる問題である。まずは『金瓶梅詞話』で八仙卓の置かれた場所を表で確認すると、寺院内（八十九回）で一度登場する以外、すべて西門慶の邸宅内であり、前廳（五十五回）、建物の中央の間である明間（七十三、九十六回）といった、廣間や客間に相當する比較的公的な空間に置かれる

ほか、書房（四十五回）、花園の捲棚（棟木を置かず弓形の輪垂木を架けて蛇腹天井にした建物、三十二、三十五、五十二、六十一回）、廂房（六十三回）の例がある。また（2）で擧げた①は畑、②は庭の小閣、③は三間の平屋のうち中央の客間である。

ただし八仙卓登場場面の文脈をみると、必ずしもこれらの部屋にはじめから設置されているわけではなく、むしろほかの場所から持ち込まれていることを想定しなくてはならないようである。次に『金瓶梅詞話』に八仙卓が登場する場面の記述をみておこう。⁽⁴⁾

三十二回「西門慶陪他吃了茶、擡上八仙卓來先擺飯」。

（西門慶は彼（薛内相）の相手をして茶を飲みおわると、八仙卓を運んできてまず食事を並べさせた。）

三十五回「西門慶家中、又添買了許多菜蔬、後晌時分、在花園中翡翠軒捲棚内、放下一張八仙卓兒」。

（西門慶の家内では、またたくさんの料理を買い足して、午後になると、花園中にある翡翠軒という捲棚に一卓の八仙卓を置いた。）

四十五回「少頃、玳安走上來請問、爹、在那裡放卓兒。西門慶令擡進卓兒、就在這裡坐罷。于是玳安與書童兩個、一肩

搭擡進一張八仙瑪瑙漆卓兒進來、騎着火盆、安放在地平上」。

（しばらくして、玳安がやってきて尋ねた。「旦那様、どちらに卓を置きましょうか？」西門慶は卓を持ってくるよう命じて、「ここで構わないよ」と。そこで玳安と書童の二人は、肩に擔いで瑪瑙漆八仙卓を一卓運んできて、火鉢にまたがらせて床板の上に置いた。）

五十二回「只見西門慶使了書童兒來請桂姐、方向月娘房中粧點、勻了臉、往花園中來。捲棚内、又早放下八僊卓兒、前後放下簾櫳來」。

（そこへ西門慶が書童に〔李〕桂姐を呼びに來させ、そこで〔吳〕月娘の部屋へ行って化粧をし、おしろいをのばして、花園へとやってきた。捲棚内には早くから八仙卓が置いてあり、前後には簾が下ろされている。）

五十五回「西門慶就叫玳安里邊討出菜蔬暖飯點心小酒、擺着八仙卓兒、就與諸人燕飲、就叫兩個歌童前來唱」。

(西門慶は玳安に奥へ料理や點心、酒をたのませ、八仙卓を置いて、みなと宴飲し、二人の歌童に唱いに來させた。)

六十一回「于是分付廚下、收拾酒菓肴饌、在花園大捲棚聚景堂內、安放大八仙卓席、放下簾來、合家宅眷、在那裡飲酒、慶賞重陽佳節」。

(そこで厨房へ言いつけて、酒や果物、料理を整えさせ、花園の大きい方の捲棚である聚景堂に大八仙卓を置き、簾を下ろして、一家全員そこで酒を飲み、重陽の佳節を祝った。)

同「于是讓至前邊坐下、月娘連忙教廚下打發菜兒上去。琴童與王經、先安放八仙卓席端正、拿上小菜果酒上去」。

(そこで前邊(敷地の表側)へ案内して坐ってもらい、月娘は大急ぎで厨房へ言いつけて料理の支度をさせた。琴童と王經は、まず八仙卓と席をきちんと置き、ちよつとしたおかずや果物、酒を持ってきた。)

六十三回「玳安于是和畫童兩個、大盤大碗拿到前邊、安放八仙卓席」。

(玳安はそこで畫童と二人で大盤や大碗を表側へもつていき、八仙卓の席を設置した。)

七十三回「約後晌時分、月娘(兩個放)〔放兩個〕卓兒、炕屋里請(坐諸堂客)〔諸堂客坐〕、明間內坐的齋整、錦帳圍屏、放八仙卓、鋪着火盆、(菜)〔擺〕的案酒」。

(だいたい午後の時間になると、月娘は二卓を置いて炕部屋の中では女性の來客たちに坐ってもらい、明間内はきちんと整えて、錦の帳に圍屏を立てまわし、八仙卓を置き、火鉢を置いて、酒の肴を並べた。)

八十九回「說畢、長老教小和尚放卓兒、擺齋上來。兩張大八仙卓子、蒸酥煤餅饊點心、各樣素饌菜蔬、堆滿春臺」。

(話し終わると、長老は小坊主に言いつけて卓を置き、お齋を並べさせた。二卓の大八仙卓には、蒸し菓子、揚げパン、おこしに點心、各種の精進料理と、春臺一杯に積み上がった。)

九十六回「然後周圍設放圍屏，火爐内生起炭火，安放大八仙卓席，擺茶上來」。

（そのあと周圍に圍屏をしつらえ、火爐には炭火をおこし、大八仙卓の席を設置して、茶を並べた。）

ここにみられるとおり、『金瓶梅詞話』に登場する八仙卓は、全ての場面で「擡上く來」（擔いでくる、運んでくる）、あるいは「安放」（置く、設置する）などといった語とともに現れる。うち八十九回の一件のみは「八仙卓」の語がこの種の動詞を直接伴わないが、これも先にみえる「放卓兒」がこの八仙卓を置くことであるのは文脈から明らかであるので、これもほかと同様であると考えてよい。さらに、先に挙げた『醒世恒言』の例でもまた「一卓の八仙卓を運んできて（擡下一張八仙桌兒）」というから、同じことが確認できる。つまり、八仙卓が使われるのはそのほとんどが宴飲、飲食であったが、それがおこなわれる場所にはじめから常設してあるのではなく、飲食で使用するために使用人が運んできて据え付けるのである。

このことは八仙卓だけではなく、飲食に供される卓はいずれも同様であって、『金瓶梅詞話』に限っても、「安放卓」（卓を置いて）、あるいは「令放卓」（卓を出すようにいっける）に類似する表現は料理が出てくる前には随所でみられ、とにかく飲食用の卓というのは食事場所に常設されているのではない。そもそも食事場所自体が一定していないのであるが、食事を出す段になって初めて卓も用意するのが通例である。前出の『宋氏家規部』でも、同席者や宴席の種類によって卓の種類や設け方を使い分けるよういように、各宴飲場面の条件によって卓席のセッティングは大きく異なるから、少なくとも条件によって使い分けできるだけの種類と數量の卓を所有し、またそれをしつらえる使用人のいる西門家のような富裕階層においては、飲食の都度、条件にあった卓をその場に求められるように設置することは、むしろ當然のことであろう。

それでは八仙卓、もしくは飲食に使う卓をどこから持ち出し出てくるのかといえは、もともと使用する部屋の中に置かれている、つまり現代にもみられるような状態で部屋に常設されているものを、食事の際には座席の位置まで持ち出してくるのか、または別の部屋、場所から持ち込むのか。

すでに何度か紹介した西澤治彦氏には宋から民国期にかけての宴會儀禮に關する研究があるが、それに挙げられた資料をあらためてみると、明代の例として用いた前出『客座贅語』や來華宣教師による記録には、宴席の出席者が控えの間から宴席の準備がされた部屋へと移動することを伝える記事はあるものの、卓の搬入に關する記述はない。ただし江戸時代の日本で中國式の宴會を紹介した著作のうち、明和八年（一七七二）自跋のある太田資政『卓子宴儀』には、客の前に卓を運び入れることを傳えており、また長崎の清人からの聞き書きで、乾隆頃の江蘇、浙江、福建あたりの風俗を伝えるものとして知られる『清俗紀聞』には、食事のあとには卓を収めてしまうことが記され、また回千という菓子類を卓に載せ、使用人二人で運び入れる場面の圖（圖5）も描かれている。⁴⁷

清代の事例ではあるが、食事が始まる際に卓を運び入れ、また終われば撤收するといった手順の記録があることから考える
と、『金瓶梅詞話』にみられる食事場面についても、飲食に使う卓が室外から持ち込まれることを想定した例があるとみても差し支えなからう。先に挙げた例のうち第四十五回では、どこに卓を置くかを使用人が尋ね、それから卓を運んでくるといった段取りであることから、この場面は室外から八仙卓を持ち込んで来るものようである。つまり、はじめにみた八仙卓の設置



圖5 『清俗紀聞』回千圖

場所は、あくまで臨時の設置場所である可能性があり、それらの部屋に常設されることを意味していない。むしろ八仙卓を用いた飲食がおこなわれる場所とみるのが正しい理解である。

しかし、いずれの例にしても八仙卓がもとあった場所を明示しておらず、この點が皆目わからない。この問題に關連して、後代に八仙卓が常設される廳堂の家具配置についていうと、朱家潛『明清室內陳設』には、繪畫や木版畫といった畫像資料にみられる様子に基づいて、明代の大廳には中央に屏風が一座置かれるが、そのほかの床面には何もなく、用途に應じて隨時卓椅やそのほかの器物を移動するのであると指摘している。⁽⁴⁸⁾ たしかに室内を描いた明代の畫像資料のなかには、圖2にみられるような家具配置が描かれた例は、筆者の知る限りひとつもみいだせないことから、少なくともこの時代の廳堂は後代とは異なる姿であったとは思われる。しかし八仙卓についても、普段からこのような部屋に常設されることはなかったであろうか。

少し時代を下って乾隆中の著作によれば、黃圖珽の『看山閣集』に、「正廳には方卓を用いるのがよい、俗に八仙卓というのはこれである（正廳宜用方桌、俗呼爲八仙桌者是也）」⁽⁴⁹⁾ という。正廳も廳堂のひとつであるから、少なくとも乾隆中には八仙卓の廳堂への常設を示唆する例があるわけである。このような陳設が先の時代にもおこなわれていたと考えてよいのか、あるいはこの時代までに廳堂の家具配置の通例において變化があったのか。このような問題に關しては、筆者にまだまだ十分な検討をする用意がない。また稿をあらためて論じることとしたい。

五、むすび

以上、「八仙卓」という名稱の出現時期とその背景、そして明代の資料にみえる八仙卓について述べてきた。前稿の訂

正と補足という本稿の性格に起因するところがあるものの、とくに後半については資料を提示して思いつくところを述べるのに終始し、明代の八仙卓とはいかなるものだったのか、という問題にはあまり明確な答えを提示できずに終わったきらいがある。

前稿では宴席において使用する卓のひとつとして、八仙卓の役割に焦点をあてて述べたのであるが、住居内の接客、公的空間であり、いわば家の顔である廳堂の室内空間構成において八仙卓が重要な一翼を擔っていることは、すでに述べたとおりである。現代のわれわれがイメージする、中國のいわゆる傳統的な廳堂の姿はどのように形成されてきたのか、というのは非常に興味深い問題であって、これはもちろん八仙卓以外にも、部屋の奥に立てられる屏風や障壁、その前に置かれる器物陳設用の長方卓、そして坐具など、いくつもの要素をばらむものであるが、最後に疑問を提示したとおり、この廳堂の典型的空間構成の形成と八仙卓との関わりに目を向けることにより、また八仙卓に関しても新たにみえてくるころがあるうと考えている。

注

- (1) 浅川滋男『住まいの民族建築學』建築資料研究社、一九九四、八〇—八四頁。
- (2) 越中哲也『長崎卓袱料理』ナガサキインカラー、一九八五、九四頁。
- (3) 『八僊卓燕式記』、『卓袱會席趣向帳』、『卓子式』はいずれも吉井始子編『江戸時代料理本集成資料篇』（臨川書店、一九七八）、『翻刻江戸時代料理本集成』（同、一九八二）に収録されている。
- (4) 古賀十二郎編『長崎市史風俗編』上巻、一九二五、六二八—六三〇頁。越中哲也、前出、九五—九七頁。
- (5) 西澤治彦『中國食事文化の研究』（風響社、二〇〇九）、Sarai
- (6) 高井たかね『明代後期の宴席における食卓の使用様式——「列卓」・「圍坐」を中心として——』『京都大學總合人間學部紀要』第十卷、二〇〇三。以下、本文では「前稿」と略稱する。
- (7) 高井たかね、前出、一四—一四二頁。
- (8) たとえば陶文臺氏は明清交替期（明清之際）という（『中國烹飪史略』江蘇科學技術出版社、一九八三、一〇〇頁）。西澤治彦氏は陶氏の説などを紹介する一方、後述の『客座贅語』の記事により、八仙卓

Handler, "A Square Table Where the Immortals Dine" (in *Austere*

Luminosity of Chinese Classical Furniture, University of California Press 2001) では、内容の一部に八仙卓を取り上げている。

の名稱が明代前半に遡る可能性も、その名を過去に遡らせて使用した可能性も否定できないとする（西澤治彦、二〇〇九、二九八・三三三頁）。

- (9) この書の成立年代については、作者に未だ定説がないことと絡んで論者によりその説は異なるが、大きく幅を持たせれば萬曆半ば頃までにほぼ落ち着くようである。たとえば、吳晗『《金瓶梅》的著作時代及其社會背景』（『文學季刊』創刊號、一九三四年一月、一七二―一九三頁）では、この書には萬曆中の事象が書き込まれており、成書は萬曆十年から三十年（一五八二―一六〇二）、あるいはさらに幅を広げても隆慶二年（一五六八）以降、『金瓶梅』について記録する『萬曆野獲編』が成った萬曆三十四年（一六〇六）以前だという。また梅節『《金瓶梅》成書の上限』（『金瓶梅論集』第一輯、江蘇古籍出版社、一九九〇、八四―九二頁）では、萬曆五年の「南河南徙」、つまり淮河が河道を南に移した出来事と、萬曆十年の永濟新河の開通が書き込まれているとして、成書は萬曆十年以降とみる。陳詔『《金瓶梅》小考』（『紅樓夢與金瓶梅』寧夏人民出版社、一九八二、四三〇―四六〇頁）では、嘉靖二十七年以降のことが書き込まれているため成書はこれ以降という。荒木猛氏は文中にみえる干支を分析して、嘉靖四十年から隆慶六年の十数年をかけて書きあげたものとする（『金瓶梅研究』第一部第一章『金瓶梅』執筆時代の推定、第三章『金瓶梅』と楊繼盛、第三章『金瓶梅』に投影された史實、思文閣出版、二〇〇九）。そのほかの例は荒木前掲書、第三部第一章、第三章にまとめられている。
- (10) 『長物志』の成書年代は明確ではないが、荒井健氏は『長物志』譯注の解説において、天啓七年（一六二七）以後、崇禎九年（一六三六）以前に脱稿したと推定している（荒井健他譯注『長物志』一、解説、平凡社、一九九九、二五頁）。
- (11) この書のフルタイトルは『新鐫京板工師雕斲正式魯班匠家鏡』。現存する最も早い版は萬曆刊とも崇禎刊ともいわれる。詳しくは Klaras

Ruitenbeek, *Carpentry and Building in Late Imperial China: A Study of the Fifteenth-Century Carpenter's Manual Lu Ban Jing*, E. J. Brill, 1993, pp. 117-118 参照。

- (12) 宋、鄭鏞『觥記注』（『重較說郛』九十四号所收）に「汕碗、折酒之大碗也（汕碗は、酒をあける大きな器である）」とあり、顧起元も『說略』卷二十五食憲にこれを引く。また明、沈沈『酒概』卷一、三之器にも「汕碗、折酒大器、汕、舒散也」といい、明、田藝蘅『留青日札』卷二十五、酒器にも同様の文を引くが、ほかには『觥記注』を引用するもの以外、「汕碗」に關する記事をみいだせない。「八仙卓」と同様、この語も正統年間に使用されたものか疑問を残す。
- (13) 顧起元『客座贅語』卷七、南都舊日宴集「外舅少治公嘗言、南都正統中延客、止當日早令一童子至各家邀、云請吃飯。至巳時、則客已畢集矣。如六人八人、止用大八仙卓一張、殺止四大盤、四隅四小菜、不設菓。酒用二大盃輪飲、卓中置一大碗、注水滌盃、更斟送次客、曰汕碗。午後散席。其後十餘年、乃先日邀知、次早再速。卓及殺如前、但用四杯、有八杯者。再後十餘年、始先日用一帖、帖闊一寸三四分、長可五寸、不書某生、但具姓名拜耳、上書某日午刻一飯。卓殺如前。再後十餘年始用雙帖、亦不過三摺、長五六寸、闊二寸、方書眷生或侍生某拜。始設開席、兩人一席、設果殺七八器、亦已刻入席、申末即去。至正德嘉靖間、乃有設樂及勞厨人之事矣」。
- (14) 陳作霖『金陵通傳』卷十九に「顧」起元、字太初、一字鄰初、少好博覽、王可大以女妻之」といい、『客座贅語』中にも卷二、前輩鄉紳武弁、卷五、少治先生評李王詩、同、少治公注杜詩、卷七、少治先生里居などに王可大に關する記事がみえる。王可大の傳は、康熙『江寧府志』卷二十二人物傳三、乾隆『江南通志』卷一三九、人物志、官績、江寧府、『金陵通傳』卷十六、陳田『明詩紀事』己籤卷十一にみえる。文震亨の生年は、顧苓「武英殿中書舍人致仕文公行狀」（『塔影園集』卷一所收）に「公生于萬曆乙酉」とみえる。萬曆乙酉は萬曆十三年

- (一五八五)。
 (16) 注(8)参照。
 (17) 乾隆『江南通志』卷一六五人物志、文苑一、蘇州府「莫旦、字景周、吳江人、成化乙酉舉人、卒業太學、作一統賢關二賦、名動京師」。また注(22)に引く趙寛の書後参照。
 (18) 司馬泰「叙大明一統賦後」……撫臺蔡半洲翁得是文、每爲稱善、間出示泰、乃請歸郡齋少加校讎、刻之以貽諸人人云。嘉靖丁酉夏四月既望、咸寧司馬泰撰。嘉靖丁酉は嘉靖十六年、撫臺蔡半洲翁は張經のこと。なお、司馬泰は同じ年に張經の『平洲稿』四卷(四庫全書存目叢書)集部所收)も刊行している。
 (19) 『中國古籍善本總目』史部、地理類、總志(綫裝書局、二〇〇五)。
 (20) 内閣文庫藏『大明一統賦補』卷四、第二十節、當時亮采中朝者皆八元兮八愷、歷科狀元および同、歷科會元の注には嘉靖辛丑(二十年、一五四一)科までの狀元、會元を擧げて終わる。また萬曆中胡文煥刊本の同じ條目の注は、同じく嘉靖辛丑科まで擧げたあと、「校續」として嘉靖甲辰(二十三年)より萬曆壬辰(二十年、一五九二)科まで擧げて終わる。
 (21) 『南離志』卷四「弘治二年春正月甲戌、訓導莫旦進大明一統賦、上嘉之、擢爲本監學正」。
 (22) 趙寛「書大明一統賦後」[大明一統賦、寬外舅鱸鄉先生訓導新昌時所撰也。新昌士子刻之、以傳於士林。……先生名旦、字景周、姓莫氏、吳江人、鱸鄉其別號也。弘治二年歲次己酉冬十月之吉、賜進士刑部郎中門壻趙寛謹識]。
 (23) 卷下、第二十一節、春榜爭元鴻臚唱名、歷科狀元の注には成化甲辰(二十年、一四八四)科までの狀元を擧げて終わり、同じく歷科會元では成化辛丑(十七年、一四八一)科のあとを成化甲戌科とするが、これは甲辰科の誤りであろう。
 (24) 参考までに、北宋の時に八仙卓の名があったとする説があることも擧げておく。これは北宋の晁補之「八仙案銘」の「東皋松菊堂、飲中八仙案、八仙何必來、松菊自吾伴」(『鷄肋集』卷三十二所收)を根據とするもので、清の翟灝『通俗編』卷二十六、器用、八仙卓の條では、この銘を引いて「この卓名は北宋の時からある」と述べている(晁補之鷄肋集有八仙案銘、東皋松菊堂、飲中八仙案、八仙何必來、松菊自吾伴。按、此卓名自北宋有之、而所謂八仙乃飲中八仙也)。晁補之は飲酒の際に使用する案を飲中八仙と關連づけてこの銘をなし、後述のとおり『金瓶梅詞話』、『長物志』などに登場した八仙卓もまた宴席に使用されることから、同じく八仙卓も飲中八仙の名を冠したものである可能性は高い。しかし、この「八仙案銘」からだけでは、北宋當時この名が特定の様式の器物を指す名稱として認知されていたとはいえず、また八仙案が飲酒に使われたこと以外に何の手がかりもないことから、數百年後に現れた「八仙卓」と直接關わりがあるとは今のところとても考えられない。
 (25) 宋詡『宋氏家規部』卷三、時飲食、奉賓客「凡有賀謝多儀而來、必留列卓、特致誠敬。凡有執贄而來、必留列卓、特致誠敬、或饋以饌、或侑以幣。視齒德尊貴隆、以殊禮絕席。凡初識、留飲必列卓。凡常見、留飲必圍坐。凡久曠享儀而來、必留圍坐。凡有故啓事問難而來遠、亦留飲圍坐。元旦有賀客、親疎皆留宴。冬至有賀客、親疎皆留宴。冠昏喪祭、凡待賓皆列卓。列卓宜豐「用官卓」。圍坐宜殺「用宴几。倪雲林制、有長中短七卓。縱橫共七十有六則」。親賓遣使饋遺、必留、或列卓、或圍坐、不計物之厚薄、而推情之輕重」。(北京圖書館古籍珍本叢刊)六一、書目文獻出版社、一九八八)「」内は原注。
 (26) 『宋氏家規部』卷三、時飲食、家宴「元宵端陽七夕重陽小至除夜、俱列卓同待賓。上壽慶喜餞行飲至、俱列卓同待賓」。(前出)
 (27) 嘉靖『江陰縣志』卷四、風俗記第三「國初時、民居尙儉朴、三間五架制甚狹小、服布素老者穿紫花布長衫、戴平頭巾、少者出遊于市見一華衣、市人怪而譁之。燕會八簋、四人合坐爲一席、折簡不盈幅。成化以

- 後、富者之居僭倖公室、麗裾豐膳日以過求、既其衰也、維家之索、非前日比矣。
- (28) たとえば愛宕松男・寺田隆信『モンゴルと大明帝國』講談社學術文庫、一九九八、三五二―三五五頁、岸本美緒・宮嶋博史『明清と李朝の時代』中央公論社、一九九八、七四―七七頁。
- (29) 文震亨『長物志』卷六几榻、方卓「若近製八仙等式、僅可供宴集、非雅器也」。
- (30) 劉敦楨『魯班營造正式』（『文物』一九六二年二期）、Ruitenbeek, pp. 126-137, 139-140.
- (31) 注(11)参照。
- (32) 王世襄『明式家具研究』文字卷、三聯書店、一九八九、二〇六頁。
- (33) Ruitenbeek, p. 234.
- (34) Ruitenbeek, p. 126.
- (35) Michel Beurdeley: translated by Katherine Watson, *Chinese Furniture*, Kodansha International, 1979, p. 88 では、八仙卓を方形あるいは長方形という。そのよるところを明記しないが、『魯班經匠家經』の八仙卓條によるものか。
- (36) 一字棹式條「高二尺五寸、長二尺六寸四分、濶一尺六寸、下稍一寸五分、方好合進。做八仙棹勒水花牙、三寸五分大、棹頭三寸五分長、框一寸九分大、一寸二分厚、框下關頭八分大、五分厚」。なお、内閣文庫にはもう一本、單行本の『魯班經匠家鏡』（内閣文庫三〇五―二七〇）を藏し、また北京圖書館藏本は『北京圖書館古籍珍本叢刊』四七ほかに景印されているが、これらは本稿で使用した本と同板であると認められる。しかしながら、いずれも一字棹式の條が含まれる内閣文庫藏『重訂相宅造福全書』所收本の卷第二十一葉を缺き、しかもその部分には、『造福全書』本の第三十葉が、板心に二十、二十一と二種の丁数をふって挿入されている。
- (37) 前出の西澤治彦氏も、『客座贅語』中には「大八仙卓」と書いている
- ことから、後代の開席に用いる卓は長卓で小さめの卓であったと考えられている（西澤治彦、二〇〇九、二九七頁）。
- (38) 崇禎本『新刻繡像批評金瓶梅』第三十五回「西門慶又添買了許多菜蔬、後晌時分、在翡翠軒捲棚內、放下一張八仙桌兒、應伯爵謝希大先到了。……不一時、韓道國到了、二人叙禮畢坐下。應伯爵謝希大居上、西門慶關席、韓道國打橫」。第七十三回「約後晌時分、月娘放桌兒、炕屋裏請衆堂客、并三個姑子坐的、又在明間內、放八仙桌兒、鋪着火盆、擺下案酒、與孟玉樓上壽。不一時、瓊漿滿泛、玉翠高擎、孟玉樓打扮的粉裝玉琢、先與西門慶遞了酒、然後與衆姊妹叙禮、安席而坐。陳敬濟和大姐、又與玉樓上壽、行畢禮、就在旁邊坐下。……西門慶坐在上面」。テキストには東京大學東洋文化研究所漢籍善本文影像資料庫 (<http://shandenloc.u-tokyo.ac.jp/index.html>) に公開する『新刻繡像批評金瓶梅』二十卷（雙紅堂—小説—48）を用いた。
- (39) たとえば文翔鳳「報府第棚殿安設」がある。『皇極篇』卷十五伊書史孔邇錄二、報府第棚殿安設「查得、本縣于役王事者三。其一則府第安設、其二則棚殿安設、其三則續造府第安設。……王事既訖、應列其什物而報之。其爲府第之安設者、爲龍鳳絨氈、爲三號紅氈、爲八仙卓、爲漆卓、爲燈挂椅、……以件計者、槩一千二百五十。……」。
- (40) また沈德符『萬曆野獲編』卷二十九、正德龍異にも同じ記事がみえる。
- (41) Handler, pp. 181-202.
- (42) 本稿で使用する『金瓶梅詞話』のテキストには、大安による一九六三年の景印本を使用した。この景印本は日光輪王寺慈眼堂天海藏本、徳山毛利氏棲息堂本に基づき、北京圖書館藏景印本により補配したものである。底本に文字の誤りがあると思われる箇所については、各種校訂本や崇禎本『新刻繡像批評金瓶梅』等を参考にして改めた。
- (43) たとえば第十八回「月娘於是分付厨下、安排了一卓酒餚點心、午間請經濟進來吃一頓飯。這陳經濟撇了工程、教賞四看管、逕到後邊參見月娘。作畢揖、旁邊坐下。小玉拿茶來吃了、安放桌兒、拿蔬菜菜酒上

- 來」、第五十一回「西門慶又說、盛儀感謝不盡。說畢、因請寬衣、令左右安放卓席。黃主事就要起身。安主事道、實告、我與黃年兄如今還往東平胡大尹那里赴席。因打尊府過、敢不奉謁。容日再來取擾。西門慶道、就是往胡公處、去路尚許遠。縱二公不餓、其如從者何。學生不敢具酌、只脩一飯在此、以騎手下從者。于是先打發轎上攢盤。廳上安放卓席、珍羞異品、極時之盛。……西門慶將小金鍾只奉了三盃、連卓兒抬下去、管待親隨家人、吏典」、第六十八回「說話中間、西門慶令放卓兒。安郎中道、學生實告、還要往黃泰字那裡拜拜去。西門慶道、既如此、少坐片時、教跟從者吃些點心。不一時、放了卓、就是春盛案酒、一色十六碗」。
- (44) 西澤治彦、二〇〇九、二三七―三八六頁。
- (45) 方桌子・金留犂・箸子・匙子條。原本は東北大學附屬圖書館狩野文庫所藏。西澤治彦氏による翻刻、現代語譯があり、寫真版も添付されている。西澤治彦「江戸時代の中國料理書の翻刻と解題（その一）」『菓子宴儀』武藏大學人文學會雜誌、三七卷二號、二〇〇五。
- (46) 中川忠英『清俗紀聞』卷九賓客。
- (47) 『清俗紀聞』卷八婚禮。
- (48) 朱家溍『明清室丙陳設』紫禁城出版社、二〇〇四、二八頁。
- (49) 黃圖琬『看山閣集』問筆卷十二清甌部、桌椅（「四庫未收書輯刊」十

輯十七冊、北京出版社、一九九八）。本書には乾隆十七年の自序がある。

【図版出典】

- 圖1 二〇〇二年一月筆者撮影。
- 圖2 淺川滋男『住まいの民族建築學』建築資料研究社、一九九四、八六頁、圖1-33。
- 圖3 『新刻金瓶梅詞話』古佚小説刊行會、一九三三、附圖（王孝慈藏崇禎本景印）。
- 圖4 同右。
- 圖5 『清俗紀聞』卷八婚禮、回千圖（寛政十一年刊、京都大學人文科學研究所藏）。

附記：本稿の一部には、家具道具室内史學會二〇一〇年度大會（二〇一〇年五月十六日、於學習院大學）において、「明代の八仙卓について——その出現時期および用途を中心に——」と題して口頭発表した内容を含んでいる。貴重な機會とご意見を賜ったことに對し、ここに記して感謝を表したい。